

対象となる建築物の用途・規模と報告時期

用途	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	定期調査報告時期 (以降3年毎)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上又は地階にある ②客席の床面積 ≥ 200 m ² ③主階が1階にない	平成 29 年 9月 1 日から 11 月 30 日
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上又は地階にある ②客席の床面積 ≥ 200 m ²	平成 29 年 9月 1 日から 11 月 30 日
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積 ≥ 300 m ²	令和元年 9月 1 日から 11 月 30 日
旅館、ホテル	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積 ≥ 300 m ²	令和元年 6月 1 日から 8月 31 日
高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途(サービス付高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障がい者支援施設、助産所など)	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積 ≥ 300 m ²	平成 30 年 6月 1 日から 8月 31 日
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に付属する体育館その他これらに類する用途を除く。)	①3階以上の階にある ②延床面積 ≥ 2000 m ²	平成 30 年 9月 1 日から 11 月 30 日
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、バー、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積 ≥ 500 m ² ③延床面積 ≥ 3000 m ²	平成 29 年 6月 1 日から 8月 31 日
事務所	①階数が 5 以上で延床面積 $> 1,000$ m ² かつ3階以上又は地階にある	平成 30 年 9月 1 日から 11 月 30 日
複合用途	①延床面積 $> 1,000$ m ² かつ3階以上又は地階にある	令和元年 9月 1 日から 11 月 30 日

※該当する用途の床面積が 100 m²以下のもの又は該当する用途が避難階にのみあるものは対象外。

対象となる建築設備と報告時期

種類	対象規模	定期検査報告時期 (毎年)
換気設備(給気機及び排気機に限る)	定期報告対象建築物に設置されたもの	毎年6月1日から11月30日
排煙設備(自然排煙設備を除く)		
非常用照明(予備電源内蔵型を除く)		
防火設備(常時閉鎖、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	①定期報告対象建築物に設置されたもの ②①以外の規模の病院、有床診療所又は高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途で床面積が200平方メートル以上の建築物に設置されたもの	
昇降機	令第129条の3第1項に規定される昇降機	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前1月間)
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの 	